

沖縄県農業共済組合反社会的勢力への対応に関する基本方針

令和4年12月23日制定

沖縄県農業共済組合(以下「本組合」という。)は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、農業共済団体に対する公共の信頼の維持や適正な業務運営の確保のため以下の事項を基本方針として定める。

1. 本組合は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、要求に応じない。
2. 本組合は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。
3. 本組合は、反社会的勢力への対応を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員及び関係者の安全を最優先し、組織的に対応する。

※ 「反社会的勢力」とは、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指す。